

奈良県選挙管理委員会告示第十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定に基づき指定された次の施設について、廃止した旨橿原市選挙管理委員会から報告があつた。

令和七年五月十三日

奈良県選挙管理委員会

委員長 福井英之

別紙のとおり

名 称	所 在 地
飛驒町老人憩の家	檀原市飛驒町 7 9
飛驒体育館	檀原市飛驒町 9 4 - 2
大久保町老人憩の家	檀原市大久保町 2 0 0 - 1